

入院基本料の基準に関する事項

当院は、入院の際に、医師を始めとする関係職員が共同して患者さんの診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策管理体制、栄養管理体制、医師決定支援、身体的拘束の最小化についての基準をみたしております。

ご質問等がございましたら、病棟スタッフおよび、院内スタッフへお声がけください。